

商品概要説明書

子ども食堂応援定期貯金 2025

(2025年11月10日現在)

商 品 名	・スーパー定期貯金＜単利型＞、大口定期貯金 愛称：「子ども食堂応援定期貯金 2025」
ご利用いただける方	・個人の方
取扱期間	・2025 年 11 月 10 日（月）～2025 年 12 月 30 日（火）
期 間	・1 年（単利） 自動継続（元金継続または元利金継続）
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・スーパー定期貯金＜単利型＞ 500,000 円以上（新たなご資金でのお預入に限らせていただきます。） ・大口定期貯金 1,000 万円以上（新たなご資金でのお預入に限らせていただきます。） ※新たなご資金とは、2025 年 9 月 1 日以降に現金（小切手）、お振り込みなどによりお預入れされた資金（給与、年金、共済満期金を含む）です。2025 年 8 月 31 日以前に、お預入れされた資金、当組合の他店舗から預け替えされた資金、すでにお預入れいただいている定期貯金等の満期、解約金、ATM でのご契約は対象外となります。 ・1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の 入手方法	・年 0.5%（税引後 年 0.398%） ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 なお、自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算 ・20.315%（国税 15.315%・地方税 5%）の分離課税 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭のポスター等に表示しています。
付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）スーパー定期貯金 ① 6 か月未満／解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満／約定利率×50% （2）大口定期貯金 ① 解約日における普通貯金の利率
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきま しては、当 J A 本店・金融部（電話：0 2 9 7－6 3－2 2 0 9）に お申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態 勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話番号：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）で も、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関 を利用できます。上記当 J A 本店・金融部または J A バンク相談所 にお申し出ください。 東京弁護士会 （電話：0 3－3 5 8 1－0 0 3 1） 第一東京弁護士会（電話：0 3－3 5 9 5－8 5 8 8） 第二東京弁護士会（電話：0 3－3 5 8 1－2 2 4 9） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以 下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客 様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様 のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、 テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続 を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも のではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所 または東京三弁護士会にお問合せください。
寄付金	・お預入れいただいた額（2026 年 1 月末時点）の 0.0167%相当額を、子ども食堂 （認定 NPO 法人茨城 NPO センター・コモンズ）へ寄付いたします。 ※この寄付金についてお客様の負担はございません。 ※寄付金は茨城県信用農業協同組合連合会が全額負担します。
粗品について	当 J A において下記①～⑤の条件に該当したお客さまに粗品を配布します。 ※粗品配布はキャンペーン期間中お 1 人様 1 回限り （1 支店先着 5 0 0 袋、お持ちいただいた資金の合計額での進呈） ①預入 5 0 万円以上～1 5 0 万円未満：新米（精米）3 0 0 g を 1 袋進呈 ②預入 1 5 0 万円以上～3 0 0 万円未満：新米（精米）3 0 0 g を 3 袋 〃 ③預入 3 0 0 万円以上～5 0 0 万円未満：新米（精米）3 0 0 g を 5 袋 〃 ④預入 5 0 0 万円以上～8 0 0 万円未満：新米（精米）3 0 0 g を 7 袋 〃 ⑤預入 8 0 0 万円以上～ ：新米（精米）3 0 0 g を 1 0 袋 〃
その他参考となる 事項	・自動継続を解除した場合、満期日以後の利息は解約日または書替継続日に おける普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 茨城みなみ